

# フードテック・アグリテックを軸としたスタートアップ等支援事業 業務委託仕様書

## 1 業務の名称

フードテック・アグリテックを軸としたスタートアップ等支援事業業務委託

## 2 業務の目的

### 【背景】

近年、食や農業分野では、人口増大による食料不足や環境問題など、新たな課題に直面しているが、IT等先端テクノロジーを用いてその解決に取り組むスタートアップが世界で注目されている。特に「フードテック（食×テクノロジー）」、「アグリテック（農×テクノロジー）」と呼ばれる新しい産業分野は、SDGsやESG投資の世界的な認知度の向上もあり、更なる成長が見込まれている。

新潟市は「コシヒカリ」等の水稲に代表される日本有数の穀倉地帯であるとともに、野菜や果樹、花卉の一大産地であり、また、日本海に面した立地を活かした漁業も盛んに行われており、豊富な農水産物資源を基盤とした食料品製造業が内需型産業として発展してきた。このため、市内製造業のうち、食料品製造業が事業所数・従業員数で最も多くの割合を占めており、米菓、米飯包装商品や水産練物など、全国的にも著名な地元発の食品メーカーが多数存在している。また、食品メーカーが地域内に上流から下流までサプライチェーンを構成し、食関連産業が集積していることから、農業生産、加工・商品開発、販売を一体的に支援することで、農業と食品産業の成長産業化を目指す「新潟ニューフードバレー」に取り組んでいる。これにより、新潟市は平成26年、「大規模農業の改革拠点」として、国家戦略特別区域に指定され、多くの企業からアグリプロジェクトの提案を呼び込み、ICTなどを活用した革新的農業の実践も進んでいる。

### 【課題】

新潟市は長期的な人口減少に伴う市内経済の縮小も懸念されており、スタートアップの力を取り込むとともに、既存中小企業のイノベーションを促進し、地域経済の活性化を図る必要がある。特に新潟市に集積する食関連産業は、他産業に比べ全国的に労働生産性が低位である。さらに、本市の同産業の労働生産性は全国平均を下回っているため、イノベーション等による向上が求められている。

### 【目的】

新潟市の強みであり市内企業への波及効果も高い食や農の分野を中心に、フードテック・アグリテックのスタートアップを本市に集積させ、経済成長のエンジンとするために新事業創出エコシステム（以下、エコシステムという。）を形成・具体化し、本市の食・農にかかる既存産業のイノベーション促進を図る。また、スタートアップの集積が、新たなスタートアップ企業の輩出や、東京圏等のスタートアップ企業を惹きつける好循環を形成する。

### 【これまでの経緯】

本事業は、令和2年度から事業を開始したものであり、これまでの経緯については別紙のとおり。

### 3 業務の内容

上記目的を達成するために、以下の業務を委託する。スタートアップの呼び水となる、フードテック・アグリテックを軸としたエコシステムの更なる具体化や、市内事業者への機運醸成のためのフードテック・アグリテックをテーマにしたセミナー・イベントの開催、集中的なコンサルティングを行うプログラムを実施するなどし、市内事業者等とスタートアップ企業等の協業を支援し、新たな事業創出を図る事業を運営すること。

#### (1) エコシステム形成

令和3年度の分析をもとに作成したフードテック・アグリテックを軸としたエコシステムのイメージを基に、市内事業者の現状を分析し、フードテック・アグリテックの分野において、市内事業者とスタートアップの協業により、新規事業を創出するためのエコシステムを形成すること。

- ①エコシステムに必要な役割（機能）の設定を行うこと。
- ②エコシステムの機能を担い、協業促進と新規事業の創出に必要なパートナーを選定し、実施体制を整えること。

#### (2) エコシステムの実装と稼働

エコシステムの機能を担う必要なパートナーとともにエコシステムを構築し、その稼働想定、スキーム、スケジュール、計画を提案し実施すること。

#### (3) イベントの企画運営・相談業務

- ①フードテック・アグリテックをテーマとした、セミナー・ミートアップイベントの企画・運営を行い、新たな参加者を獲得すること

※イベントを企画するにあたり、上記①で実施した市内事業者の分析をふまえて、市内事業者が興味を持つようなテーマ設定をすること。

- ②セミナー・ミートアップイベント参加者が、フードテック・アグリテックをテーマとした新事業について相談を希望する場合、その参加者へ新事業についてアドバイスを行い、協業パートナーをマッチングすること。

- ③主に市外のスタートアップ企業等に対して、市内企業等が有する資源・ノウハウをフードテック・アグリテックに関する実証実験（テストマーケティング）のために提供することを目的としたマッチングイベント等を企画・運営すること。

#### (4) 分科会の企画・運営

フードテック・アグリテックをテーマにした事業創出に向けて具体的にテーマを絞った分科会の企画・運営を行うこと。

※分科会：市内企業等が事業創出に向けて具体的な領域・テーマに基づいた分野に絞り、事業化に向けて調査・研究・実証に取り組むもの。

※分科会の段階から、資金調達を望む参加者に対して事業化に向けた適切な資金調達の方法を提案し、その支援を行うこと。

#### (5) アクセラレーション・プログラムの企画・運営

上記(4)の分科会への参加者等に対し、パートナー企業とのマッチングを行い、協業パートナーとなった場合、新たな事業創出につながるよう資金調達を含め集中的にコンサルティングを行い、事業化・事業成長を効果的にサポートするプログラムを実施すること。

#### (6) 運営管理

上記(1)～(5)の業務を遂行するため、年間計画を提示したうえで、新潟市成長産業・イノベーション推進課への定例業務報告を行うこと。

#### (7) 活動情報の発信・蓄積

本事業の活動についての情報を蓄積するとともに、継続的に広く周知し、事業が円滑かつ持続的に運営できるよう情報発信を行うこと。

#### (8) 提案にあたっての留意事項

①上記(1)～(5)を好循環に実施するため、本市の「DXプラットフォーム」を活用すること。

※「DXプラットフォーム」：多種多様な業種の事業者を会員として広く募集し、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を通じた新事業創出を後押しする共創コミュニティ。(詳細はHP：<https://www.niigata-dxplatform.jp>)

②過去2年間の協業案件等については、新潟市、(公財)新潟市産業振興財団ビジネス支援センターと協力し、フォローアップを行うこと。

③本業務を行うにあたり、(公財)新潟市産業振興財団ビジネス支援センターと緊密に連携しながら進めること。

※(公財)新潟市産業振興財団ビジネス支援センター：新たな企業・開業を目指す市民の応援をはじめ、新潟市内の中小企業者が抱えている経営課題解決や産学連携活用などの相談に対応している。(詳細はHP：<https://niigata-ipc.or.jp>)

## 4 成果指標

項目	回数	該当箇所
イベントの企画・運営回数 ミートアップイベント、テストマーケティング含む	4回程度※	3(3)
相談希望者への対応	10社程度※	3(3)②
定例業務報告	1時間、月1回程度	3(6)
協業件数	5件以上を目標	3(3)②・③、(4)、(5)
資金調達件数	2件以上を目標	3(4)、(5)
延べ参加者数	100人以上	3(3)、(4)、(5)

※詳細は協議のもと決定する

## 5 経費の区分

本事業の対象とする経費は、委託事業者が事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果のとりまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおり（事業の性質に応じて、下記から適時選択すること）。

経費項目	内容
1. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
2. 事業費	
旅費	プロジェクトマネージャー、コーディネーター、アドバイザー、事業管理機関の職員で当該事業に従事する者、専門家、講師等の交通費、日当、宿泊費
会場費	事業（会議、セミナー、講演会、シンポジウム、研究会、展示会等）を行うために必要な会場費・出展費（装飾設営費、保険料を含む）、機器等借料、運搬費（機器機材等）、会場設営費及び茶菓料（お茶代）等
謝金	事業を行うために必要な謝金（プロジェクトマネージャー、コーディネーター、アドバイザー、専門家、講師、通訳等の謝金）
物品購入費	事業を行うために直接必要な物品（当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。消耗品費や資料等（諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く）の購入に要する経費
外注費	事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することができないもの、又は適当でないもの（試験・分析・評価・鑑定等に関する業務、プロモーションに関する業務等）の外注に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット・情報シーズ集、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
3. 一般管理費	事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において一定割合支払いを認められる間接経費

## 6 業務管理、検査方法

受託者は、新潟市との定例業務報告の際に進捗状況を報告する。また、月次作業報告書により、毎月の作業状況を報告すること。

## 7 業務委託料の支払条件

原則として成果報告書を提出の上、事業完了後に支払うものとする。但し、これによらない支払条件を希望する場合は、協議の上決定するものとする。

## 8 事業実施期間

委託契約締結日～令和5年3月15日（水）まで

## 9 事業実施体制

### (1) 事業管理機関(委託事業者)：必須

①事業管理機関は、本事業の申請者となり、事業計画の運営管理、共同体構成員相互の調整を行う。

② 新潟市との連絡窓口を担い、委託事業の遂行における責任を有する。

### (2) 統括マネージャー：必須

技術面、経営面、資金面等で事業実施上の高い見識と管理能力を有し、明確なマーケットを見据えた事業計画の企画立案並びに実施及び成果管理の全てにおいて総括を行うことができる能力を有している者。全ての業務を統括すること。

### (3) プロジェクトマネージャー：必須

各分科会の活動が円滑に運営されるように、チャンネル、ソーシング能力を有しメンバーのコーディネートなど専門性が必要とされる分野等で補助的な役割を担うものとする。その他の役職との兼務も可能。

### (4) アドバイザー：任意

フードテック・アグリテックに関する高い見識を有し、新規事業創出等にあたり必要なアドバイスをを行う者。事業実施上、必要な場合は設置すること。

### (5) (公財) 新潟市産業振興財団ビジネス支援センターと緊密に連携しながら進めること。

## 10 契約の要件

### (1) 契約形態

委託契約

### (2) 成果物の納入

受託者は、本業務完了時（令和5年3月15日）には、次のとおり成果報告書を本市に提出すること。

#### ① 報告期限

令和5年3月15日（水）

#### ② 記載事項

委託業務の実施内容

#### ③ 納品場所

新潟市 経済部 成長産業・イノベーション推進課

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

## 1 1 その他特記事項

- (1) 本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保すること。
- (2) 本業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- (3) 本業務は国の地方創生推進交付金を利用するものである。受託者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、市あるいは会計検査の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (4) 受託者は、業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法、新潟市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (5) 受託者は本業務の一部または全部の実施を第三者に再委託してはならない。なお、やむを得ず再委託を行う場合は、新潟市の指示に基づき事前に必要な手続きを行うこと。
- (6) 受託者は業務完了後、履行届を提出すること。新潟市は、委託業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるものとするとともに、業務の実施について必要な指示をすることができるものとする。
- (7) 業務完了後、この契約に関する業務評価を行う。
- (8) 仕様書に記載されていないとしても、法令により義務付けられている事項及びその他の事項について、軽微な変更であり業務上当然に必要な事項である場合には、業務履行の範囲に含まれるものとする。なお、疑義の生じた場合については、新潟市と受託者で協議を行い、取り決める。